

議案第 12 号

橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について

橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員及び橋本市訪問看護ステーションに勤務する臨時的任用職員の賃金等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般職非常勤嘱託職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。)第 17 条第 1 項の規定により任命する職員のうち地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員以外のものをいう。
- (2) 臨時的任用職員 地公法第 22 条第 5 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 6 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用する職員をいう。

(賃金の額)

第 3 条 一般職非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員(以下「嘱託職員等」という。)に支給する賃金は、月額、日額又は時間額で支給するものとし、その額は、別表第 1 に掲げる区分ごとに当該区分に定める額を上限とし、規則で定める範囲内とする。

2 前項の規則で定める額は、嘱託職員等が担当する業務又は職務の種類、勤務の形態並びに業務又は職務の複雑、困難及び責任の度に基づくほか、橋本市職員の給与に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 62 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員との均衡、他の地方公共団体の嘱託職員等の賃金等及び民間事業の従事者の給与等その他の事情を考慮して決定するものとする。

(時間外勤務賃金)

第 4 条 嘱託職員等が、あらかじめ定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられ、当該勤務をしたときは、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他関係法令の規定に基づき、賃金を割り増しして支給する。

(一時賃金)

第 5 条 嘱託職員等のうち、職員の勤務時間(橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 52 号)第 2 条第 1 項に規定する職員の勤

務時間をいう。)の4分の3以上の時間(1時間未満は切捨て)を勤務し、支給日に在職する者に、6月1日及び12月1日現在において嘱託職員等が受けるべき月額又は日額(賃金が時間額の者にあつては当該時間額にその者が1日に勤務すべき時間数を乗じて得た額)に、一般職非常勤嘱託職員にあつては別表第2に定める支給割合及び在職期間による割合を乗じて得た額を支給し、臨時的任用職員にあつては別表第2に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。

(賃金の減額)

第6条 月額又は日額で賃金を受ける嘱託職員等が正規の勤務時間に勤務しないときは、任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき当該嘱託職員等の勤務1時間当たりの賃金額を減額して賃金を支給する。

(日割計算等)

第7条 月額で賃金を受ける一般職非常勤嘱託職員が月の途中で任用され、又は退職した場合は、規則で定めるところにより日割りをもって計算した額を支給する。

(所長及び副所長の特別賃金)

第8条 所長及び副所長の職にある者に、その職務の特殊性に基づき、特別賃金を支給する。特別賃金の額については、規則で定める。

(特殊な勤務に係る賃金)

第9条 特殊な勤務に従事した嘱託職員等に対して、その勤務1回につき特殊勤務賃金を支給する。特殊勤務賃金の額及び基準については、規則で定める。

(通勤費用)

第10条 通勤距離が最短で片道2キロメートル以上の距離で交通用具を使用する嘱託職員等に対して、規則で定めるところにより、通勤費用を支給する。

(旅費)

第11条 嘱託職員等が公務のため出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号。以下「旅費条例」という。)の例による。

(支給方法)

第12条 賃金等の支給方法については、別に定めるもののほか給与条例及び旅費条例の例による。

(公務災害等による休職者の報酬等)

第13条 公務上の災害又は通勤による災害による休職者の賃金等については、給与条例第24条第1項の規定を準用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	業務の内容	賃金額
月額で賃金を支給される一般職非常勤嘱託職員	所長及び副所長の業務に従事する者	月額400,000円以内で職種ごとに規則で定める額
	高度な専門的知識を有し、又は経験を必要とする訪問看護業務に従事する者	月額300,000円以内で職種ごとに規則で定める額
	専門的知識を必要とする訪問看護業務に従事する者	月額240,000円以内で職種ごとに規則で定める額
	専門的知識を必要とする業務に従事する者	月額210,000円以内で職種ごとに規則で定める額
日額で賃金を支給される臨時的任用職員	専門的知識を必要とする業務又は一般事務(技術)職の補助業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額15,000円以内で職種ごとに規則で定める額
時間額で賃金を支給される臨時的任用職員	専門的知識を必要とする業務又は一般事務(技術)職の補助業務及びそれに準ずる業務に従事する者	時間額2,000円以内で職種ごとに規則で定める額

別表第2(第5条関係)

支給を受ける者	支給割合		在職期間	割合
	基準日が6月1日の場合	基準日が12月1日の場合		
一般職非常勤嘱託職員	賃金月額 100分の190	賃金月額 100分の205	6月以上	100分の100
			3月以上6月未満	100分の60
			3月未満	100分の30
臨時的任用職員	0日分	0日分	2月未満	
	5日分	5日分	2月以上4月未満	
	10日分	10日分	4月以上5月未満	
	20日分	20日分	5月以上6月未満	
	25日分	25日分	6月以上	